

桶川市指定管理者選定委員会設置要綱

(平成25年7月29日市長決裁)

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合において、当該指定管理者の選定等を適正に行うため、桶川市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の選定等に関すること。
- (2) 指定管理者に係る指定の取消し又は管理の業務の停止に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。ただし、埼玉県との複合施設については、別途協議する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長の職にある者を、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(施設所管課の業務)

第6条 委員会は、指定管理者に管理を行わせる公の施設を所管する課に次の掲げる事項を行わせるものとする。

(1) 指定管理者の募集要項等の策定に関すること。

(2) その他指定管理者の選定等に関し必要な事項に関すること。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約管財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長	秘書室長	企画財政部長	総務部長	環境経済部長	福祉部
長	健康推進部長	都市整備部長	教育部長		